

平成 30 年度甲種防火管理再講習のご案内

消防法施行規則第 2 条の 3 に規定する講習を次のとおり実施します。

この講習の受講対象者は、特定防火対象物のうち収容人員 300 人以上の事業所における防火管理者で、防火管理新規講習又は防火管理再講習から、5 年以内（※注 1）に受講することとなっています。

お手持ちの防火管理者の証を御確認のうえ、該当される方についてはこの機会に受講してください。

1 講習日時 平成 30 年 6 月 19 日(火)
10 時 00 分～12 時 00 分(受付 9 時 30 分～10 時 00 分)

2 講習場所 たつの市揖保川総合支所4階ふれあいホール
たつの市揖保川町正條 279-1

3 受講申込み

(1) 受付期間 平成 30 年 5 月 7 日(月)～平成 30 年 5 月 25 日(金)
8 時 30 分～17 時 15 分(土・日・祝日は除く)

※受付期間内であっても 60 名になり次第、締め切らせていただきます。

| | | |
|----------|-------------------|------------------|
| (2) 受付場所 | 西はりま消防本部予防課 | Tel 0791-76-7120 |
| | 西はりま消防組合相生消防署指導係 | Tel 0791-23-7119 |
| | 西はりま消防組合たつの消防署指導係 | Tel 0791-64-3175 |
| | 西はりま消防組合宍粟消防署指導係 | Tel 0790-62-0119 |
| | 西はりま消防組合太子消防署指導係 | Tel 079-276-1191 |
| | 西はりま消防組合佐用消防署指導係 | Tel 0790-82-3874 |

(3) 申込みに必要なもの

ア 受講申込書

イ 防火管理者の証

ウ 受講料 1,550 円(テキスト代含む)

* 当日、欠講されましても、受講料は返金できませんので、ご了承ください。
テキストは、講習日当日お渡しします。

※注1 防火管理者に定められた日の 4 年前までに講習(新規又は再講習)の課程を修了した防火管理者にあっては防火管理者に定められた日から1年以内に、それ以外の防火管理者にあっては最後に講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の課程を修了しなければならない。

問合わせ先 西はりま消防本部 予防課
0791-76-7120